

公募要領

1. 件名

債券アクティブ運用に係る運用受託機関の募集について（米国ハイイールド社債）

2. 概要

本公募要領は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「機構」という。）が行う債券アクティブ運用に係る運用受託機関の募集について必要な要件を定めるものである。

3. 募集対象商品

（1）対象資産・運用スタイル

米国のハイイールド社債を主要な投資対象とする債券アクティブ運用。

なお、日本時間の令和4年8月26日17時までにおいて、エントリーできるプロダクトの上限は1社あたり1プロダクトとする。

（2）ベンチマーク

- ・ICE BofAML US High Yield
- ・Bloomberg US Corporate High Yield
- ・その他各々提案する商品に応じたベンチマーク

（上記インデックスと投資対象を同一とする類似のものも検討可能）

4. エントリー方法

様々な運用手法の情報収集を迅速に行い、より柔軟に運用機関の選定を行うことを目的に、マネジャー・エントリー制を活用して公募を行う。エントリーを希望する者は、マネジャー・エントリー制度支援業務の委託先であるeVestmentにプロダクト情報を登録すること。登録項目についてはエントリーシートのエントリー要領を参照すること。また、登録方法に関する質問先は10.（1）に指定するeVestmentの連絡先とする。なお、本エントリーは応募期限を定めず、随時エントリー可能とする。審査は機構の必要に応じて実施するが、初回の審査は日本時間の令和4年8月26日17時までにeVestmentの登録を完了したものを優先して、審査対象とする。コンプライアンス上、登録できない必須項目がある場合は、例外として別途資料としての提出を認める場合がある。その場合の提出方法についてはeVestmentに確認すること。

なお、マネジャー・エントリー制への申し込みは、将来の契約を約束するものではなく、申込み時期やエントリー期間の長短が評価に何ら影響を与えるものでもない。

機構は、当該実施方法について必要に応じて随時に見直す場合がある。新たなエントリー方法については機構の指示に従うこと。

5. 応募（エントリー）資格

- (1) 「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)に基づく金融商品取引業者としての登録を受けており、投資運用業を行うことができること。登録金融機関として投資運用業を行う信託兼営金融機関を含む。
- (2) 財務状況が健全であること。(債務超過、3年連続経常赤字等がないこと。)
- (3) 国内外における直近の資産運用残高がグループ(注1)全体で1兆円以上であること。
- (4) 国内外における直近の米国ハイイールド社債の保有残高がグループ(注1)全体で5,000億円以上(注3)あること。
- (5) 応募商品と同一のコンポジットの運用実績が原則として5年以上(注2)あり、かつ当該コンポジットの直近の運用資産残高が2,000億円以上(注3)あること。
- (6) 法令遵守態勢に問題がなく、過去3年においても著しい不祥事がないこと。
- (7) 原則として、責任投資原則(PRI)に署名していること。

(注1) 連結財務諸表原則に基づく連結財務諸表を提出する会社、子会社及び関連会社から構成される企業グループであって、応募運用機関を含む。

(注2) 運用期間が5年に満たない場合でも、クオンツ運用等で合理的な理由がある場合にはシミュレーションデータにより5年間運用実績を作成することで応募することが可能とするが、エントリー時点で実運用が開始されていること。

(注3) 運用を再委託する場合は、再委託先においても5.(1)から5.(7)までを満たすこと。ただし、5.(4)と5.(5)は再委託先が満たしていればよい。

(注4) 運用拠点が国外にある場合は、所在国の監督当局から同等の認可等を受けていること。

6. eVestmentへの提出書類

(1) エントリーシート

エントリーシートはプロダクト毎に1ファイル作成し、10.(1)のメールアドレスに電子データにて提出すること。なお、エントリーシートの表紙にある応募内容には、「米国ハイイールド社債運用に係る運用受託機関の募集」と記入すること。

(注5) エントリーシートのファイル名は、「米債HY_エントリーシート(応募者名)」とすること。

7. エントリー情報の更新

エントリー商品のグローバル投資パフォーマンス基準に基づくパフォーマンス

(eVestmentの登録必須項目)は、少なくとも四半期毎で更新すること。その他の応募情報(eVestmentの登録必須項目及びエントリーシート別紙1から別紙5)についても更新の都度、連絡すること。連絡は、10.(1)に記載のメールアドレスに行うこと。

8. エントリーの取り消し・解除

(1) 取り消し

応募者は、機構に申し出ることで随時エントリーを取り消すことが可能とする。

(2) 解除

機構は、以下の場合、事前の警告や確認の連絡等を行うことなくエントリーを解除する場合がある。

- ①パフォーマンス情報の更新が正当な理由なく6ヶ月以上滞った場合
- ②投資判断の最終責任者及びエントリー商品の実質担当ファンドマネージャーの退職等の運用における重要事項あるいは行政処分等の経営上の重要事項について、速やかな連絡が無かった場合
- ③提出した営業スタッフ(機構担当)に連絡が取れなくなった場合

9. 質問状、ミーティング等

当機構より、エントリー商品について質問状の提出およびミーティングの依頼することがある。なお、選考状況に係る質問は受けない。

10. 連絡先

(1) 登録内容及び方法について

eVestment

E-mail : JST@evestment.com

電話(マネジャー・エントリー) : 03-6264-9236, +852-6291-9525(Hong Kong)

電話(データ登録) : 03-4578-4405, 03-6264-9238, +852-6291-9525(Hong Kong),
03-6264-9236

(2) その他

国立研究開発法人科学技術振興機構

E-mail : daigaku-fund-koubo@jst.go.jp

以上